

青森市長 様

令和 5 年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付申請書
（第 3 条第 4 号（就学）要件に該当する場合）

令和 5 年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請
します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名（自署）		西暦	年 月 日
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の申請状況（該当する欄に○を付けてください）

同時に移住した家族の人数 （1 の申請者は含まない）		ひとり親世帯	
上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「移住支援金の交付申請に関する 誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙「移住支援事業に係る個人情報 の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して本市に居 住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
養育者の医療・福祉の資格の有無につ いて※別途、新たに事業対象資格を取 得しようとする場合は除く	A. 事業対象資格 を有していない	B. 事業対象資格 を有している
資格取得の目的が、県内の医療機関又 は福祉施設に勤務するためであるか	A. 該当する	B. 該当しない
入学先が、保育士養成校、社会福祉士 養成施設、介護福祉士養成施設等、県 内の医療・福祉職の養成機関か	A. 県内かつ医 療・福祉職の養成 機関である	B. 該当しない

※ 各種確認事項の B. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 移住前の住所

住所	〒
----	---

医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の交付に関する報告及び立入調査について、県及び青森市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和5年度青森市医療・福祉職子育て世帯支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額、半額又は4分の1相当を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等が判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に青森市から県外に転出した場合（青森市から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）：全額
 - (3) 要件を満たす養成機関を退所した場合：全額
 - (4) 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関の卒業に必要な単位の取得に至らなかった場合：全額
 - (5) 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業後、1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合：全額
 - (6) その他県及び青森市が全額の返還が適当であると認めた場合：全額
 - (7) 申請日から3年以上5年以内に青森市から県外に転出した場合（青森市から青森県のお市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）：半額
 - (8) 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業後、1年以内に事業対象資格を取得したものの、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合：半額
 - (9) 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業後、1年以内に事業対象資格を取得し、且つ、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業後1年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合：半額
 - (10) その他県及び青森市が半額の返還が適当であると認めた場合：半額
 - (11) 医療・福祉職子育て世帯移住支援金の要件を満たす養成機関を卒業し、事業対象資格取得の上、当該資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、1年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合：4分の1
 - (12) 申請日から起算して3年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合：4分の1
 - (13) その他県及び青森市が4分の1相当の額の返還が適当であると認めた場合：4分の1
 - (14) 申請日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日までの間に本市から県内の他市町村に転出した場合：8分の1
 - (15) その他8分の1相当の額の返還が適当であると市長が認めた場合：8分の1
- 3 2に該当しないことを証明するため、以下の書類を、申請した年度の次の年度から毎年度、青森市に提出します。
 - (1) 在学証明書
※就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。
 - (2) 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）
- 4 2に該当した場合は、速やかに青森市に報告します。

医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び青森市、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び青森市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、申請年度以降も、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

個人情報確認同意書

年 月 日

青森市長 様

住 所

氏 名

電話番号

私は、令和5年度青森市医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付に関して必要な範囲内において、青森市が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

記

- 1 住民基本台帳情報
- 2 青森市の市税の賦課徴収に関する情報